

(案)

社 援 発 ※ ※ 第 ※ 号  
平成 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について

社会福祉施設等施設整備費の交付については、平成17年10月5日厚生労働省社援発第1005003厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、標記の取扱いにあたっては別紙によることとし、平成28年※月※日から適用することとしたので通知する。

障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について  
(平成28年度補正予算)

1. 趣旨

障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など必要な安全対策を講じる。

2. 対象施設等

交付要綱第2（定義）2に定める施設をいう。

3. 対象事業

次に掲げる整備等、障害者支援施設等の防犯対策を強化する工事を対象とする。

(1) 門、フェンス等の外構等の設置・修繕

門、フェンス等の外構等が破損し、設置・修繕を行うための整備

(2) 非常通報装置等の設置

警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

(対象工事の例示)

- ・110番直結非常通報装置を設置する工事
- ・防犯カメラを設置する工事
- ・カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・人感センサーを設置する工事
- ・その他、障害者支援施設等の安全対策に必要な工事

4. 補助基準

(1) 「3. (1) 門、フェンス等の外構等の設置・修繕」については、入所施設にあっては総事業費が1,000千円以上、通所（利用）施設にあっては300千円以上のものとする。

(2) 「3. (2) 非常通報装置等の設置」については、総事業費が300千円以上とする。

5. 基準価格

次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。

- (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り
- (2) 工事請負業者の見積り